

### 第3回 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会

日時：平成23年9月8日(木) 17:00～

場所：合同庁舎2号館7階 省議室

【碓井座長】 ただいまから、第3回地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会を開会したいと存じます。

本日、議題に入る前に、新しくご就任されました川端大臣、黄川田副大臣、福田政務官にご出席をいただいております。

それでは、川端大臣からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

【川端総務大臣】 皆さん、こんにちは。今日はお忙しいところ、碓井座長はじめ、委員の皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。この度の野田内閣の発足に伴い、総務大臣という大役を拝命いたしました川端達夫でございます。これからいろいろな形で皆様方にお世話になることが多いと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

実は昨日、片山前大臣と事務の引き継ぎをさせていただきました。形式的なことを申し上げますと、テレビカメラの前で事務引継書にそれぞれが署名というのがありました。あとはホールで、旧大臣始め政務三役の皆さんがそれぞれご挨拶され、新たな我々もご挨拶するというのをやりましたけれども、特に片山前大臣は、地方自治に関してプロ中のプロとして、実践者でもあり、そして、研究者でもあるということで、別途時間をいただきまして、片山前大臣の思いを引き継がせていただくために、かなり具体的な各論にわたって意見交換をさせていただき、肝の部分に関して、引き継ぎをさせていただきました。

その中で、特に力を込めて、新大臣としての私に対し、片山前大臣が始められた部分で思いを込めてやってきたことを、是非とも引き継いでやっていただきたいということで、特におっしゃったのがこの「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」の件でありました。こういう形でスタートしているので、是非とも良い議論をしていただいて、方向性を出してほしいという思いであるということをおっしゃいました。それを昨日聞いての今日のこの会でございます。私もある種特別な思いを持って、今日は出席させていただきました。

地方が、地域が元気よく、そして、可能な限り自立して、独自の道を進みながら住民が元気よく暮らせるという社会を作っていくという中で、税制の問題は大変大きな課題であ

ると同時に、かねてからそれぞれ皆さんのご要望も強いところであります。自主性、自立性を高める中での税制というものと、さりとて国としてのいろいろな財政上の問題があることの中で、いろいろな議論がされてきたことは事実であります。この研究会ができたのは、今までのやり方ではなく、本当に自主・自立の部分で工夫や知恵と同時に、元気を出してもらいたいという思いも込めた取り組みが必要ではないかという視点に立っているのだと思います。

そういう意味で、自主的な判断と同時に、これは責任も伴うわけでありますので、そういうことの背景を含めて重要な研究会として、多岐にわたるテーマであります。是非真摯なご議論をいただいて、成果や方向性が出たものからできるだけ具体的に実行に移せるようにということで、非常に重く受けとめさせていただきたいと思っておりますし、24年度の税制改正についても、昨日、政府税調もありましたけれども、当然いろいろな議論が政府としても行われることになります。

伺いますと、来月にも中間的なご議論のお取りまとめをいただくやにも伺っております。いろいろな結論を出していただいて、我々もスピーディーに誠意を持って対応したいと思っておりますので、よろしくごお願い申し上げたいと思っておりますし、我々も地域主権改革、全力で取り組むテーマの一つでございますので、ご協力をお願い申し上げます。大変雑駁でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくごお願い申し上げます。

**【碓井座長】** どうも大臣ありがとうございます。大臣のただいまのご挨拶の趣旨を踏まえて、私どもの研究会、継続していきたいと存じます。

川端大臣におかれましては、公務のため、ここでご退席されます。どうもありがとうございました。

**【川端総務大臣】** 恐縮です。またよろしくお願ひします。

**【碓井座長】** 本日は、消費税・地方消費税の賦課徴収に関連いたしまして、地域の自主性・自立性をさらに高める観点から、地方消費税に係る地方団体の税率決定権につきまして、持田委員にご講演をお願いしております。

それでは、持田委員、よろしくお願ひいたします。

**【持田委員】** 碓井先生、どうもありがとうございます。事務局の方から、地方消費税の税率決定権について題材を提供してほしいという依頼がありましたので、時間を拝借いたします。資料は同名のタイトルがついたもの、8枚刷りと、それから、参考資料として、1-2という付番がついたもの、この2点になります。

それでは、早速報告の内容に入らせていただきます。

ご案内のように、地方消費税は大変重要な都道府県の基幹税であります。ただ、その反面で、譲与税的な面があるという根源的な問いかけもあるところでもあります。最もこの問いかけというのは、1997年に地方消費税が創設された時にはかなり活発な議論がなされたわけですが、導入された後は必ずしも十分な議論がなかったように思われます。

しかし、ここ数カ月、状況に大きな変化がありました。ご存知のように、6月には衆議院の総務委員会で片山前総務大臣が地方消費税についてかなり重要な、踏み込んだ答弁をされましたし、それから、7月には全国知事会で橋下大阪府知事がこれにかなり近接するような問題提起をされております。片山大臣の発言につきましては、本日の資料1-2のナンバー2をご覧くださいと思います。それからまた、創設時における税率決定権の議論につきましては、同じく資料のナンバー1をご覧くださいと思います。

さて、そこで私の立ち位置ですが、私は研究者ですので、当面する政局とは切り離しまして、中長期的な観点から税率決定権について題材を提供させていただくと、こういうスタンスで臨みたいと思います。内容は3つあります。

1つはマクロ税収配分方式とは何かということです。今世界を見まして、税率決定権を持っている方式はこの方式になります。このマクロ税収配分方式というのは耳慣れない概念ではありますが、一言で言いますと、仕向地原則での税収の帰属を図る方式ということになります。ただ、そのときに個別の取引ごとに精算して税収の帰属を計算するのではなくて、最終消費地の消費額とその最終消費地の税率だけに注目して配分する。これがマクロ税収配分方式の定義になります。

具体的なイメージは、配付資料の1枚目に書かれていますように、各地域の税率と、それから、各地域の消費に相当する額、これを単純に掛け合わせまして、それでシェアを計算するというものです。そうすれば均一税率であっても、税率が異なっても、清算はできるという仕組みになっています。

そこで、この最新事例として、カナダの協調売上税を紹介します。この税の仕組みを簡単に言いますと、連邦と州の地方消費税、合計税率が当初15%でスタートしました。そのうち7%部分が連邦で、残りの8%部分を導入州でプールしまして、最終消費×税率で按分すると、こういう仕組みであったわけです。

税率決定権は、制度上は認められていましたが、発足した97年から昨年まで均一税率でした。ところが、昨年、ブリティッシュ・コロンビア州とオンタリオ州という有力な2

州が加盟して、ここで大きな変化が起きたわけですね。まずブリティッシュ・コロンビア州は税率を8%ではなくて、7%に引き下げたと。それと既に導入をしていましたノバ・スコシア州が税率を8%から10%に引き上げた。その結果、13年間、均一税率でやったHSTが7、8、10と3種類の税率に多様化したということになります。このマクロ税収配分方式では、このように税率決定権が保障されるばかりではなくて、最終消費を課税ベースにしておりますので、国税の制度改正の影響も遮断されると、こういうメリットがあることがわかったということになります。

それで、どうしてそんな簡単なのかということの証明を簡単に説明させていただきますと、2ページの2.4.と番号のついたところにその内容については書かれています。まずこのチャート図の中で、①暫定税収額となります。この暫定税収額というのは、要するに、付加価値が発生した地域で税収をとにかく徴収するということですので、移出にかかる税額と最終消費の税額、これの合計値になります。しかし、仕向地原則で税を帰属させなければいけませんので、境界税調整をしなきゃいけない。これが移出免税と移入課税という②の欄になります。そして、実際の帰属というのは、①の暫定的な税収額に②の境界税調整額を加減した額、これが③の最終的な帰属になります。ご覧のように非常に複雑な式になるわけですね。特に移入地域の税率、あるいは移入額が個別の商品ごとに必要になるということになります。

しかし、よくこの最終帰属の式を見てみますと、各項のほとんどがキャンセルし合って、最終的にはこの③の式は④のように最終消費額とその最終消費地の税率で表現されることがわかります。ですから、移出入や輸出入にかかわる取引があったとしても、最終消費地だけに着目すれば帰属税収が算出できると、これがマクロ税収配分方式の肝ということになるかと思えます。

以上が一つの論点かと思えます。

第2の論点は、このマクロ税収配分方式の意義ということになります。資料の3枚目と4枚目をご覧いただければと思えます。消費税を国と地方に按分する方式というのは、大まかに言うと4種類あります。

1つは独立税方式でして、これは国全体で課税される統一的な消費税がなく、地方が単独で独立税をかけているというケース。現在のEUの付加価値税もこれに該当するかと思えます。

それから、2番目は重複課税方式。これは同一の課税標準の上に国税と消費税がいわば

二元的に賦課をして、税率決定を行っているという仕組みです。日本の地方消費税はこれの簡易型、カナダの協調売上税が最も洗練された形ということになるかと思えます。

3番目は税込分割。これは国税として徴収したものを国と地方に分割して、地方団体の内部では客観的基準で交付する仕組みということになります。

最後は財政調整の原資に組み入れる。これはオーストラリアのGST、歳入交付金というのは代表的なものになります。

そこで、これらの方式について考察を加えたのが4枚目以降ということになります。私事で恐縮ですが、私と共同研究者の青山学院大学の堀場教授、関東学院大学の望月教授のプロジェクトは約10年間にわたりまして、これを追跡しておりまして、世界中の地方消費税については実地調査を行いました。それで、その調査の一覧については4枚目に表を掲げましたので、ご覧いただければと思います。

それでは、どういうことがわかったかということです。まず税込分割ですけれども、これのメリットは税務行政が簡単、それから、財政調整の要素を加味することができるということになるかと思えます。しかし、その反面で、やはり受益と負担のリンクが切断されると、どうもこういう問題点があるように思えます。

第2の解決策は、原産地原則の利点を生かす方式ということで、これはブラジルの商品サービス流通税というものが代表的な事例かと思えます。ただ、実際、現地で見ますと、州政府が優遇措置を競い合ったり、あるいは移出を偽装する取引、こういうものが横行しているということがわかりました。

3番目の解決策というのは、仕向地原則なんですけれども、境界統制を必要としない方法を追求するというアプローチです。これは代表的なのはEUの93年以降に実施されているいわゆる暫定制度ということになるかと思えます。ただ、暫定制度は、現在では国境を越える取引はリバース・チャージ方式で課税されているわけですけれども、回転木馬型詐欺、いわゆるカルーセル取引という問題があって、脱税が横行している点が明らかになりました。

最後のこの境界統制を必要としない、いまひとつの方式がこのマクロ税込配分方式ということになります。このように見ていきますと、カナダで行っている方式というのはアドホックにおもしろいなというだけではなくて、大体世界の地方消費税を見ても、フィージブルなシステムはこれではないかという印象を持っております。

以上が第2点目です。

第3点目ですけれども、日本の地方消費税への示唆ということです。まず資料の5枚目ということなんですけれども、仮に税率決定権を与えた場合にどうなるかということ仮に想定した議論ですが、地方団体が議会で税率を決める。そして、地方六団体のようところで相談をして、地方消費税の税率が変更する。ただ、その場合に六団体の相談で結果的に地方消費税の税率が現在のように全国一律にならなくてもいいと思います。

ただ、もちろんそのときにいろいろなルールが必要だと思います。例えば税率を引き下げるときには全員一致じゃないといけないとか、そのようなルールが必要だと思いますけれども、しかし、基本的に相談の結果、全国一律にならなくてもいいというようなイメージかと思います。ところが、現行の地方消費税で税率を地方団体ごとに変えると、ある県の税率の引き下げが次の段階での仕入税額控除に反映されませんので、過大に控除されてしまうという問題があります。したがって、その国税の消費税を課税ベースとする現行制度では、税率決定権を与えられないということになるかと思います。

そこでもなおかつ税率決定権にこだわった場合にどうなるかということになると、これは法律の改正をしないといけないのではないかという意見を持っています。その場合には、マクロ税収配分方式が参考になります。つまり、課税標準については、国の消費税額ではなくて、「課税資産の譲渡の額」に変更する。それから、清算基準についても消費に相当する額ではなくて、「課税資産の譲渡の額」×「当該道府県の地方消費税の税率」、これに変更する必要があるかと思っています。

それともう一つの論点は、清算基準の正常化という論点です。正常化という表現のはややきつい言い方かと思いますがけれども、現行の消費に相当する額、これについては数年前に総務省の統計局あるいは都道府県税課の協力を得まして、約1年間かけて産業連関表を使って、現在の指定統計の基準を精査しました。その結果、この6ページの図にまとめられています。ご覧のように、現行の清算基準、上から3番目ですけれども、やはりかなり粗いということがわかりました。したがって、この清算基準をいかに最終消費に近づけていくかということがこの税率決定権を付与した場合に、より一層その必要性が高まると思います。

なお、技術的なことで説明は省略いたしますけれども、清算基準を精緻化するためには、私の個人的な意見では、地域産業連関表を使うということが必要だと思っています。その説明は技術的な内容ですので、省略させていただきます。今日の提出した資料では、6枚目の一番下から7枚目、8枚目にかけてが地域産業連関表を使うメリットということにな

っています。

以上、簡単ですが、私の説明は以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。大変興味深いお話をいただいたと思います。

それでは、委員の皆様からご質問等いただければと存じます。

佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 大変興味深いご報告をありがとうございました。2.4.と4.2.の関係についてごく簡単に1点お教えをいただきたいと思います。2.4.のところでは前提とされているのは、①の暫定税収額というのは、これは原産地原則でやっているということですから、B県の業者がA県の最終消費者に対して直接物を送付するというような形で物を売り上げたとしても、それはB県に暫定納税されるわけですね。

それから、ここには書いてらっしゃいませんが、ご本の方には、A県の中における最終消費は、輸入分とA県の清算分を区別する必要がないということも書いていらっしゃいます。そのことを前提として伺うんですが、2ページの下から5行目、消費税額はA県では①とあって、この括弧の中は、 $(C^A \tau^A - E^B \tau^B)$  となっていてA県の税率が用いられていますから、この暫定納税はA県の業者がB県での納税額を把握して行なっているという前提になりますね。

それと4.2.の最後の行で、B to Cの取引が異なる県間で行われても、例えば、神奈川県民が東京都で洋服を購入しても、これに対応できると書いてらっしゃるところの関係がよくわからないんですが、先ほど確認しましたように、もともとの2.4.のモデルでは、最終消費に対する納税はA県の業者が行っているというモデルになっています。それに対してここで国の消費税の記録が残るので対応可能という理由づけですが、国の消費税の記録は東京都の業者については残りますが、最終消費地の神奈川県民が買ったということは必ずしも残らないのではないかと思うのです。そこで、国の消費税の記録を神奈川県が利用するという仕組みの作り方がよく理解できないので、ご説明をいただければと思います。

【碓井座長】 持田委員、よろしくお願いします。

【持田委員】 佐藤委員、どうもありがとうございました。2点ですけど、実質的には1点ということかと思えます。

まず第1点ですが、2ページの暫定税収額、これはご指摘のように、A県の事業者が納税をするという想定に立っています。ここでB県からの移入額が入ってきますので、厳密

に言うと、B県の移入税率という情報が必要になってきます。ただ、私どもの考えでは、現在でも簡易課税制度を5,000万円の売上に満たない企業に適用しておりまして、この簡易課税制度では、業態別に異なる仕入税率をみなしで適用しています。したがって、異なる業者でみなしの税率を適用することができるのであれば、地域ごとに異なる税務処理を行うことは特段大きな負担がかかることはないのではないかという想定を行っています。

しかし、もっと重要な点は2番目の点ですよね。これは厳密に言うと、おっしゃるとおり的问题があります。最終消費地と購入地というのは一般にずれているわけです。佐藤委員のご指摘は購入地で税務情報を把握できたとしても、それは必ずしも最終消費地とは限らないので、納税をどのようなルールで行うかというご指摘だと思います。確かにそういう問題があります。カナダではその問題をクリアするためにカナダ歳入関税庁というところが供給地ルールというのを定めまして、B to B、B to C、それから、有形、無形、すべての商品取引について課税地をどこにするかというルールを定めております。そのルールに従って、企業が納付義務を行っています。

今の例で言いますと、例えば神奈川県民が東京のデパートで商品を買ったと。そのときに東京のデパートが神奈川まで配達した場合には、カナダの概念だと、「デリバリー」、供給地は神奈川県になります。しかし、神奈川県民が自分の自家用車で東京のデパートで商品を購入した場合には、供給地は東京都というふうに、ルールを決めていまして、そのルールに従って課税地を決めているということです。

【佐藤委員】 わかりました。ありがとうございました。

【碓井座長】 他にいかがでございましょう。清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。持田委員から大変興味深い報告を伺いまして、確認の質問をさせていただければと思うのですが、資料1-1の5ページの4で、日本の地方消費税への示唆ということでおまとめいただいています。海外の実態調査を踏まえて、カナダの協調売上税が採用するマクロ税収配分方式の実行可能性が高いというご説明の後に、それを日本の地方消費税へ反映するには、現行の制度では不可能であると。しかし、今後その各地方団体が地域特有の財政需要を見ながら、議会で税率を決める場合に、地方六団体で相談し、地方消費税の税率を変更というふうに書かれています。

現行では、申すまでもなく、都道府県が地方消費税の課税団体であって、市町村というのはそういう役割はないわけですが、今回のご提案では、地方六団体だったものですから、



そうなりますと、「知事会、市長会、町村会の首長部門と、それから、議会部門がそれぞれ相談し」という内容のご提案なものですから、数行のことではございますが、具体的にはどのようなことをイメージして、持田委員が示唆されているのか、もう少しこの仕組みについてご説明いただければ幸いです。すなわち、都道府県だけではなくて、市町村にもこの税率決定権のプロセスに参画するそういう道筋を示唆してのご提案でしょうか。教えていただければありがたいです。

以上です。

【碓井座長】 よろしく申し上げます。

【持田委員】 清原委員、どうもありがとうございました。考え方は、今、清原委員がご指摘されたものは大変重要ですが、2つあると思うんです。この都道府県から市町村へ交付される消費税の交付金、これがトランスファー、移転であるというふうに見るのか、それともそれは移転ではなくて、市町村の独自の財源と見るのかということになると思います。

形を見ると、人口と従業員で形式的に配分していますし、法律の建前からいいますと、課税権は市町村にないわけですよ。そういう意味では、トランスファーという面があります。もしトランスファーというふうに見るのであれば、税率決定のプロセスに市町村が参加するという議論はかなり苦しい議論になるかと思えます。

しかし、私は、地方消費税の確か成立の経緯からいいますと、都道府県と市町村のかけていた個別間接税を部分的になぎ倒して作ったわけです。ですから、その地方消費税の経緯からすると、都道府県に課税権はありますけれども、市町村というのはもともとなぎ倒された個別間接税の代替として地方消費税というのを持っているという解釈もできるのではないかと思います。税率決定権に参画するかどうかというのは、市町村交付金をどういうふうに見るか。あるいはそのネーミングが正しいかどうかということではないかと思えます。

【清原委員】 ありがとうございました。

【碓井座長】 それでは、他にございませんか。

大変興味深いご報告でしたから、ご質問等おありかと思えますが、次の関係で、この程度で、持田委員のご報告についての質疑は終わらせていただきます。

続きまして、消費税、それから、地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大につきまして、濱田都道府県税課長にご説明をお願いいたします。

【濱田都道府県税課長】 都道府県税課長の濱田でございます。資料2に基づきまして、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大についてご説明をさせていただきたいと思っております。本件につきましては前回ご議論いただきましたので、そのご議論の状況を踏まえまして、こういった方向で今後ご議論をおまとめいただければということで、たたき台として調製させていただいた資料でございます。

資料の1ページ目をお願いいたします。これは前回、第2回の研究会に提出させていただいた資料でございます。おさらいということになりますけれども、地方消費税が地方税であります以上は、一番上の丸でございますが、「執行の責任」の拡大という観点に立って、地方の役割を増やしていくことが大事ではないか。それからもう一つ、「納税者の利便性の向上」という2つ目の丸でございますが、こういう観点からもこの問題は考えていくべきではないかということでございまして、3つ目の丸でございますように、この2つの観点から地方の団体の役割を拡大していくということについて取り組みをしていくという方向で考えてはどうかという問題提起をさせていただいております。

その中で1つは、地方団体におけます当面の、いわば事実上の活動面での取り組みといたしまして、現在でも消費税・地方消費税の申告書の、「収受」と書いてありますけれども、いわば申告書の取り次ぎということでございまして、最終的には国の税務署の方に提出していただくという制度でございますが、そこに行く前に都道府県なり、市町村で取り次ぎをやっていただくというような実態がございます。こういったようなものや納税相談についてこれまで以上に積極的に実施していくということでございまして、次の丸にありますような説明会、税務広報、こういったものをもっと積極的に拡大していくという方向で取り組んでどうかということでございます。

2点目がこれに加えて、検討課題と書いてありますところでございまして、制度的な問題として、単に事実上の役割の拡大にとどまらず、地方団体におきまして、申告書の受理、これは前回ご議論もございましたが、受理と収受、書き分けている趣旨は、法律上もこの地方団体が申告書を受け取れば有効にその時点で申告がされたというような扱いにするということも含めた、これは法律改正が必要になりますが、こういった制度改正も視野に入れた検討をあわせてお願いをできればということで問題提起をさせていただいたということでございます。

2ページ目でございますが、前回ご議論いただきました際の論点として提示させていただきましたものを簡単にまとめたものでございますが、1点目が、こういった法的な整理

もしていくということを含めた役割拡大の必要性の問題。論点の2番目が国税である消費税を地方団体が法的に、制度的に受理するということが法的に大丈夫なのかというような問題。3点目が、この地方団体が行うとしても、都道府県と市町村の役割をどう考えるかという問題。4点目が、この申告書をすべてということで行くのか、少し範囲を限定するようなことも含めて考えていくのかという問題。5点目が、現実にそういった役割を担うといたしますと、地方公共団体が職員の研修などの体制整備をしないといけないのではないかという問題。6点目が、こういった拡大を考えていくといたしますと、消費税・地方消費税以外に、例えばそもそも現在、比較的広く行われています所得税などについても、こういったものを検討していくべきではないかというふうに議論が広がっていくのではないかと、こういった問題を提起させていただきまして、ご議論をいただいたところでございます。

3ページ目をお願いいたします。以上の論点につきまして、委員の皆様方からご指摘をいただいたご意見につきまして、簡単にまとめておりますので、おさらいをさせていただきますと思います。

まず1点目で、地方団体が受理を行うこと自身について、こういった役割を法的にも担っていくということについてどう考えるかということでございます。先ほどの論点①の関連でございますが、こちらにつきましては、今まさに国と地方を通じました消費税の税率の引上げということが現実的に議論されているという中でございますので、地方も国とあわせて汗をかいていくということを示すために、この方向性としてはやっていく方がいいというご意見をいただいております。

それから、論点の5番目、この体制整備の問題につきましては、1点目、1つ目の丸でございしますが、これはやはりどうしてもコストを伴いますので、これとの関係をよく考えないといけないのではないか。

それから、2点目が方向性として理解はできるけれども、現在、IT化も進みまして、e-TAX、eL-TAXといった形で、電子申告といったものが進められているというこの時代的背景を考えますと、少し時代遅れの側面があるのではないかと。優先度として急いで、優先度を高くやらないといけない問題かどうかは疑問ではないかというようなご趣旨のご意見もいただきました。

それから、3つ目として、実務上、国、地方で協力してやっていくというのは本当に大丈夫なのか、できるのかというような素朴なご意見、ご質問もいただいたところでござい

ます。

それから、4ページ目でございますが、こういった受理、法的に提出を地方団体にしていただけるという制度を設計する場合の具体的なあり方についてのご議論でございます。先ほどの論点、2番でございますが、国税の申告書を地方団体が法的に受け取るということは法律上できるのだろうかという点についてでございます。最初の方の丸につきましては、先ほど申しましたように、事実上の収受ということと、法律的な効果を伴う受理ということで、使い分けをしているということにつきまして、いわばそういった使い分けを排除していくというのが行政手続法の理念ではないかと、そういう意味ではそういった議論の立て方ということ自身がちょっと時代遅れの考えになっているのではないかとご指摘をいただいたところでございます。

それから、もしこういった形で地方団体が国の消費税の申告書を受理をする、提出を受けるということを法的に位置づけるとしますと、その限りで見ますと、地方団体が国の一種の下部組織といったような位置づけと考えざるを得ないような形になるということについてどう考えるのかというご指摘をいただきました。

それから、論点の③の県と市町村の関係について申しますと、實際上、特に住民の方々に意味がある形で制度を設計していくとしますと、市町村が参加していくということを考えないと、県の県税事務所等の数からいいますと、あまり実態としては意味がない、市町村が参加しなければ意味がない。特に3行目でございますように、過疎地や農村地帯で市町村が受付ができるということによって利便性が現実には高まっていくという効果があるので、その点を考えないといけなけれども、一方で、「この場合」と書いてございますが、こういった小規模な市町村に体制整備あるいはコストがかかるというところがいわば相対する問題点として出てくるのではないかとご指摘をいただいております。

それから、論点の4番目、申告書の受理の範囲をどうするかということでございますが、先ほどの、特に小規模な市町村に受けていただくということをやっつけていかないと、現実上、意味がないということからいたしますと、例えば簡易課税事業者、こちらは前回資料でお出ししましたが、金額的には現在4%程度のシェアでございますけれども、件数といたしましては4割強、いわば手数としてはかなり税務当局の方でかかっているということはございますので、例えば簡易課税事業者に限定して、小規模な市町村におきまして法的な整理をしていくというのも一つの手ではないかというようなご議論をいただいたところでございます。

5 ページ目をお願いいたします。その他の論点といたしまして、滞納の対策として、入札の参加資格に消費税をちゃんと納めている、地方消費税を納めているというようなことを入れていくという取り組みをご紹介いたしましたところ、こういう取り組みは入札に限らず、もっといろいろと考えていくべきではないかというご指摘をいただきました。

また、先ほどのご意見とも関連いたしますが、特に最近の電子化、e-TAX、eLTAAXというような問題でございますとか、現在、議論が進められております社会保障と税の共通番号制といったようなものの取り組みというものも、こういったICT化というところの側面との関係をどうするかということも含めて検討していくべきだというようなご指摘もいただいたところでございます。

6 ページをお願いいたします。以上を踏まえまして、今後ご議論いただくにつきまして、どういった方向でご議論いただければいいかということのたたき台を準備させていただいたところでございます。上の四角で囲んだところにつきまして、全体的な方向としましては、地方団体の役割の拡大につきましては、方向性はいいのではないかとということで、おおむねご意見が一致を見たという形でいいのではないかと思います。2つ目の丸にありますように、では、具体的にどういった範囲まで、どういった形でやっていくのかということを中心に法制的な整理までしていくということになりますと、コストあるいは体制、こういったものとの兼ね合いを十分検討する必要があるのではないかと。また、受理、法的な整理をしていくということにつきましては、その制度設計についてもいろいろご指摘をいただいたこともございますし、また新たな論点についてもご議論いただいたということでございますので、以下、後半に書いておりますが、(1) から(5) まで、大きく5つのグループに分けて、こういった形でご議論を進めていただければどうかということでのたたき台を示させていただいております。

(1)、1点目は、こういった地方団体の役割の拡大を図っていくということにつきまして、そもそもの基本的なスタンスにかかわる問題でございます。2点目が、そのスタンスを踏まえまして、実務上どういった課題、問題点があるのかということ整理していくという点でございます。3点目がこの地方団体への提出を法的にも可能としていくと、こういった法的な制度を仕組んでいく点におきまして、こういった問題を整理していかなければいけないかという点でございます。

4点目が、この3点目が多少時間がかかる部分もあるということからしますと、現実の実際上の活動も含めました当面の取り組みとしてどういった課題があるかというところを

整理したらどうかという点でございます。

5点目は、新たな論点につきまして、これは少し時間をいただいて議論をしていくべき問題かなというような整理をしてみたというところでございます。

それでは、7ページ目をお願いいたします。まず基本的な考え方、スタンスの部分についてでございます。1点目、一番最初の丸でございますが、これは前回のご議論でもございましたように、最終的には地方団体への申告書の提出が法的にも可能だという制度を目指して、役割の拡大というものを進めていくという方向はいいのではないかとということで、まとめをさせていただいております。

その意義といたしまして、2つ目の丸でございますが、特に社会保障・税一体改革におきまして、社会保障財源としての消費税率の引き上げということが議論されている中でございますので、一つは賦課徴収についての地方団体の役割を拡大していくということで、執行の責任の拡大を図っていくと、これも前回いただいたご議論でございまして、社会保障、福祉等の歳出の面だけではなくて、歳入面でも地方団体が汗をかいていくという点。もう一点は、国民の視点からいたしますと、この消費税率の引き上げで国民の皆さんに対して負担を求めていくという局面になりますので、負担をいただく国民の皆さんの立場から見て、利便性が向上していくという意味での受付の窓口といいますか、そういったものを広げていくという方向性で考えていかなければいけないのではないかとということでございます。

それから、3つ目の丸といたしまして、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、こういった利便性向上という点を考えますと、税目として消費税・地方消費税を今回採り上げさせていただいておりますが、むしろ、現在既に相当広く行われております所得税等についての位置づけ等々、こういった問題についての検討もしていかなければいけないのではないかとということだと思っております。

それから次に、8ページをお願いいたします。こういった基本的な観点に立ちまして、実務上どういった問題があるかというところにつきまして、主な論点として掲げさせていただいております。1点目が徴税コストの増加がどの程度あるか。ここを踏まえて具体的な姿を検討していかなければいけないということでございます。

2点目がその一つのあらわれということと言えらるかと思いますが、こういった申告に対する事務を適正に行う。あるいは相談を適正に受けていくというためには、職員の皆さんの資質向上という意味で、研修等を行っていく、こういう必要も出てくるのではないかと

いうことでございますし、3つ目が国、地方、どちらに申告書を提出してもよい。これは納税者の立場からすると利便性が向上するわけでございますが、そうなりますと、納税者の情報を国と地方でいわば共有するという仕組みがないと、現実的には動いていかないとということではないかという問題点があるかと思ひますし、それとの関連で、e-TAX、eL-TAX、こういった電子化、ICT化の活用でございますとか、こういったものを活用した連携といったことを考えていかないといけないのではないかとということでございます。

こういった問題点を考えますと、制度的に地方団体に法的にも申告書を提出していただけるというような制度を導入していくには、一定の準備期間が必要ということ視野に入れておかないといけないのではないかとというような問題点があるかと思ひます。

9ページ目をお願いいたします。各論の3点目といたしまして、この制度化、法的な制度化をする際にどういうイメージで考えていくというところのまとめをする際のイメージでございます。上のほうでございますが、この事業者が申告書を都道府県知事または市町村長にもこの所得税・地方消費税の申告書を提出することができるというようなことを法律上明記していくということかどうかということございまして、もう少し別の表現方法といたしまして考えられますのは、申告書が知事あるいは市町村長に提出されましたら、法的に税務署長に提出されたものとみなすというようなやり方が例えば考えられるのではないかとございまして。

※で地方税法の例を書いておりますが、これは現在、所得税の確定申告書がむしろ逆方向でございますが、国の方に提出されれば地方団体の方にも提出をされたものとみなすというような規定は既に置かれておりまして、要は、これの逆方向のようなことを制度化していくという方法が考えられるのではないかとございまして。

こういった場合、納税者と市町村あるいは都道府県が直接向き合うということになってまいりますので、形式的な要件のチェックはもちろんでございますけれども、相談に応じまして、場合によっては申告書の作成の段階からお手伝いをしていくというような、より責任を持った対応が必要となる。これは実質的な活動の方にも関わってまいります、こういったことも必要ではないかというようなご議論があるかと思ひます。

それから、県と市町村の役割分担につきましては、前回ご議論いただいた中でのご意見も踏まえますと、県だけではなくて、特に税務署の少ない地方といひますか、農村的な地域で、市町村に対しても申告書の提出ができるというような制度としないとメリットがな

いのではないかということであろうと思いますし、逆にそういった制度を法的にも仕組めるということにしますと、例えば当面は申告の範囲を個人事業者ですとか、簡易課税事業者ですとか、そういった方々に限定をするというところからスタートしていくということも現実的な対応として考える必要があるのではないかという議論があり得るかと思います。

10ページ目をお願いいたします。以上のような制度設計のイメージを頭に置きまして、当面この制度設計、仮に時間がかかるという点でも、具体的な活動として当面進めないといけないものとしてどのようなものがあるかという点でございます。

1点目の丸は、利便性向上ということを考えますと、全国の団体で、今、事実上行っております、いわゆる収受、取り次ぎの事務でございますが、これをもっと広げていくということでございますし、これも単なる取り次ぎだけではなくて、納税相談もして実質的に申告書をつくる場所のお手伝いといったところも含めた活動ができるように後押しをしていくということではないかということでございます。

こういった取り組みが現実問題として進んでいくことで、制度化ができる素地が整っていくということになるのではないかということでございます。納税相談を行います収受、※のところでございますが、具体的には現在、所得税の確定申告などで現に行っておりますが、この活動を行うためには税理士法上の許可が必要になりますので、こういった手続も経て、納税相談を行うということを考えているということでございます。

現実の今の市町村の収受の状況を見ますと、団体数のベースでございますが、所得税では99%の団体で実施をしておりますが、消費税・地方消費税は団体数ベースで6割弱というようなところがございますので、その辺はまだまだ伸びしろがあるといえますか、頑張る余地があるというところではないかということでございます。

それから、2点目のこの収受の体制を現実問題として進めていくというためには、全国の先進的な取り組みを紹介するということはもちろんでございますが、それ以外にも国税当局のご協力もいただきまして、地方団体の税務職員の研修を進めていくということもございますし、先ほどの制度論とも関係いたしますが、まだ全く取り組みが行われていない、事実上の取り組みも行われていない団体につきましては、まずは簡易申告から取り組むといったような段階的な、まずできるところからというような形で実際上の取り組みを始めていただくということを促すということも考えられると思います。

また、これはまた別の論点になりますが、収受の取り組みを個人事業者のみならず、先々法人事業者に拡大をしていくということも論点の一つになろうと思いますが、その場合は、



単に事実上ということではございませんで、先ほど申しました税理士法との関係がございます。法人の申告になりますと、通年で行われますので、現在、所得税関係の確定申告でございますと、期間を限った許可ということで対応できておりますが、法人まで視野に入れますと、この法的なところの、税理士法との兼ね合いを解決するというような新たな問題も出てきようかなというふうに思います。

それから、最後でございます入札の参加資格の問題は、全国で県レベルで9割、市町村で8割が既に実施しておりますが、逆に言いますとまだ実施されていない団体がございますので、こういったものの取り組みもさらに後押しをしていくということがあろうかと思えます。

最後に11ページでございますが、さらなる検討課題といたしまして、未納対策、入札の条件だけではなくて、もっと他のものも考えられないかという点。それから、e-TAX、e-LTAXあるいは番号制度、ICT化との関連、それから、所得税・地方消費税の賦課徴収のさらなる役割の拡大、これは知事会の方からも実際に賦課徴収の中で、2つ目の丸の方に書いてございますが、滞納整理業務の一部も引き受けるということも先々考えられるのではないかなという問題提起もいただいております。こういった問題も次なる段階の問題として出てきようと思えますし、先ほど持田先生の方からご紹介いただきました税率決定権におきましても、地方が自主性を持っていくといったような問題。これも相当大きな問題であろうかと思えますが、こういった問題も含めまして、これらのさらなる検討課題については、少し中長期的な長い目で検討をさせていただくということがかがであらうかということでまとめさせていただいております。

時間がかかりまして恐縮ではありますが、よろしく願いいたします。

**【碓井座長】** どうもありがとうございました。それでは、7月25日提出資料のご説明部分は省かせていただきまして、3ページから、第2回の研究会におけるご意見の紹介がなされております。ご発言なさった部分、それぞれご自分のところではないかと思われる節もあろうかと思えますが、不正確な箇所とか真意が伝わっていないとか、そういうようなことも含めて、この部分についてご発言がありましたらお願いしたいと思います。井手委員、どうぞ。

**【井手委員】** ありがとうございます。私は専門ではございませんので、やや大ざっぱな議論になって大変恐縮なのでございますが、歴史的な観点から質問というか、コメントをさせていただきたいと思えます。

元々この議論というのが三税協力というフレームワークの中でなされている議論ではないかと思うんですね。そのときにその三税協力の通知の中身をずっと見て勉強してみたんですね。基本的な枠組みというのが、一つはその時々が必要に応じて協力すべき中身を積み重ねていくというような枠組みになっているというふうに私は理解いたしました。そのときに今回この議論しようとしている收受から受理へというような大きな流れですね。これが果たして国税当局との関係において協力事項というふうに位置づけられるのかどうかという問題ですね。私の認識では、これはむしろ——ちょっとわかりません。国税当局がどう認識しているのかはわかりませんが、むしろそこを超えて、地方の方がより積極的に意欲的に何かに取り組もうとしているように私には映ります。その意味において、その三税協力のフレームワークの中にそもそも収まる問題なのかというのが一つ疑問としてございます。

それともう一つ、この三税協力との関係でいいますと、行政の効率化でありますとか、あるいは適正な税務の執行でありますとか、必ずその三税協力の中で出てくる概念がありますね。それに対して今回は地方の行政責任という、さらに新しい概念が入ってきているように思うんですね。この2つの意味において、これまでのその三税協力のフレームワークに収まる議論になっているのかというのがすごく重要な点ではないかと思うんです。

それはさらにこれを歴史家の目から見ますと、三税協力はそもそも昭和29年のシャウプ勧告の失敗の中でできてきているという歴史がございますから、昭和29年に始まって、独立税主義をやって、それで失敗をして、経費の増加や徴税事務の重複に対して、どのようにこれを修復していくかという反省の中で出てきたのがこの三税協力ですよ。そのように考えると、いわば分権の失敗に対する反省から出てきた流れの中に我々はいつまでい続けるのかという問いかけがぶつけられているようにも思うんですね。

今回の議論というのは、そのフレームワークを超えようとしているようにも私には見えます。これは専門家ではありませんので、今の認識は間違っているかもしれませんが、そういう意味でいうと、この各論1の議論で基本的な考え方としてどのように三税協力との関係を位置づけるのかというのが少し気になりますので、もし何かご意見というか、私の認識の間違いも含めてありましたら、お教えいただきたいと思います。以上でございます。

**【碓井座長】** どうもありがとうございました。それでは、どうぞお願いします。

**【濱田都道府県税課長】** ただいま井手先生から三税協力との関係についてご指摘をいただきました。我々の基本的な考え方といたしましては、元々の発想が執行責任拡大とい

う地方団体の責任あるいは自主性を拡大していくという大きな流れの中でこの問題を取り上げましたときに、そこにいわば既存の、インフラと言うと変かもしれませんが、取り組みとして三税協力という取り組みがあったというような位置づけといたしますか、そういう感覚でございます。そうした中で先ほど先生からご指摘いただきましたような、歴史的にはシャープ勧告後の流れの中で三税協力というのが出てきたということは確かにあるかと思いますが、我々はその三税協力を三税協力としてさらに進めようという文脈というのでは必ずしもございませんで、むしろそこにある三税協力の枠組みの中で行われてきている所得税もそうでございますが、消費税・地方消費税に関しての協力というところを出発点にいたしまして、この地方の責任あるいは自主性を拡大していくというところの、いわば取っかかりが今、三税協力というところにあるというような位置づけではないかというふうに思っております。

【碓井座長】 井手委員、まだご発言したようなお顔ですね。どうぞ。

【福田総務大臣政務官】 ちょっとよろしいですか。

【碓井座長】 はい。政務官、お願いします。

【福田総務大臣政務官】 私は、今度代わった政務官の福田でございます。現場の話としてさせていただきますが、これは先ほど都道府県税課長の話にありますように、市町村が所得税については大体99%収受をしているという報告があったと思いますが、多分これを見ると、私の地元でもそうですけれども、税務署と市町村の協力関係は今すごいんです。どこもやっぱり税金を一円でも欲しいので、この協力関係はすごい協力をしておりますから、問題は今度は消費税ということになると、都道府県の県税事務所がどれぐらいかわってくるのかというのがきっと、もし地方消費税を地方でやるということになると、そこが大きなポイントになってくるのかなと。ですから、税務署と県税事務所と市町村の税務課ですね。どういう協力関係を作るかということになってくるのかなと、そう思っています。大変な協力関係ができると思います。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。今、政務官お話のように、所得課税については、住民税に関して、道府県民税も市町村が併せて賦課徴収することになっておりますから、その関係で今のような協力関係ができ上がっているんだと思いますが、それに対して、今まで道府県にはあまり賦課徴収面においては汗をかく税が少なかったと言われて、国税との関係についても今のお話のようなことだったんだと思います。

井手委員、何か発言したいようでしたが、もし是非というならどうぞ。

【井手委員】 いや、結局は理念の問題ですので、その理念の問題として三税協力の枠組みの中で議論するのかどうかということを確認したかったんですね。少なくとも協力の途中で、言いたいのは、協力する必要がないとか何とかということではないんですね。そうではなくて、もうこのフレームワークを超えてあくまでも地方が主体的にやっていくということであるのであれば、少なくとも三税協力云々ということでもそもそも議論しなくていいのではないかということをおもうということをおっしゃっただけでございます。

【碓井座長】 はい。わかりました。それでは、他に。清原委員、どうぞ。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。まず地方分権、地域主権の中で税制改革を考えると、地方消費税についても自治体の責任の拡大をという方向性について、それは反対するわけではないんですが、最も重要なのは、何のために地方消費税について変革を求めていくかというスタンスだと思うんですね。それはどういうことかといいますと、私だけの意見だといけなくて、今、手元に昨年6月9日に全国市長会の方でまとめた決議の中に、「税財政改革の推進」という項目がありまして、その中身はこうなっております。「地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分、5対5の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡大するとともに、税源の偏在が少なく、税収が安定している地方消費税を拡充すること。」

このようなことは、要するに、税財源の配分に関して自治体に対する適正な動きがあって、その上で地方消費税の問題について改革をしていくのであれば、今まで以上に地方公共団体がこの税の収受あるいは受理にも参画する道筋はないかということになります。当たり前のことを言って申し訳ないんですけど、その部分がきちんと繰り返し言われませんと、何かこう、収受あるいは受理に移行する、そういう事務作業の役割のみが強調されるというのは、市町村の立場ではなかなか厳しいものがあるということをおし上げたいと思います。

今、福田大臣政務官が大変心強いことをご指摘いただいたんですが、ご経験から、そして、副大臣も同じ思いだと思うんですが、市町村と税務署というのは、もう既に税務広報ですとか納税相談など積極的に連携して、推進してきました。あわせてeLTAXに取り組むだけではなくて、国税と、それから、住民税との連携ということでも取り組みを始めているわけです。

しかも、たばこ税についても、国、都道府県、市町村が同じ課税客体に対してそれぞれ

が課税団体であるからこそ、申告手続の便宜も図ってきたという経過があります。ですから、今までも一定の基礎となる取り組みがあったということや、適正な税財源の移譲というのがまずあって、その上でどのような取り組みが自治体の規模ですとか、あるいは職員数ですとか事業所数ですとか、さまざま条件が違う中で組み立てていくということが重要ではないかなと改めて感じたところです。

特に基礎自治体においては、過疎の地域のみならず、都市部の地域でも消費税の専門知識を有した職員の配置や研修にかかる体制整備、徴税コストの問題というのはやはりシミュレーションをしていただかなければならないというふうに思います。そして、今日は県知事さんが来ていらっしゃるんで、あんまり市長の立場だけで言い過ぎてはいけませんが、都道府県の立場において、行革とかそういう中で、県税事務所を減らしてこられた経過があるので、「できませんよ」と言われては困るというのが市町村の立場でもあります。やはりそういう意味で、適正な役割分担というのが、適正な税財源の配分の中で図られていくという方向性がなければ、やはり多くの市町村は当惑するというのも私の立場では申し上げたいと思います。以上です。

**【碓井座長】** 清原委員のご趣旨はよくわかりました。では、佐藤委員、どうぞ。

**【佐藤委員】** 先ほどの井手委員が、考え方のところではもう既にまとめてくださいましたので、少し技術レベルで申し上げます。私は確かに、各論①について今後汗をかくんだと言われると、それをやめろという考え方というのはあんまり成り立たないと思います。しかし、これは相当に技術的にも大変な問題である。今、現場の話を清原委員からも伺いましたが、非常に大変な問題であると認識すべきであり、当面は各論④にとどめ、③も中期的な課題ではなかろうかというように考えます。

やや各論的な話ではありますが、先ほど三税協力は取っかかりにすぎないというふうにおっしゃいましたが、しかし、現実に制度なり協力体制なりを進めていこうとすると、それをチラチラ見ながらということにはならざるを得ないだろうと思います。そう考えたときに、所得課税と消費税は非常に実態と制度の両面にわたって大きく違うということをよく認識する必要があるということでもあります。

税務局の方に申し上げることではありませんが、ここで申し上げますと、一つは、今、2,200万件ぐらいの所得税の確定申告が出ていると言われますが、そのうち3分の1しか納付申告はなく、3分の2は還付申告ですよね。年金、給与所得に医療費控除や雑損控除がついたというような簡易なものが多く、おそらく全体の2割というふうに前回ご紹介

のありました地方における確定申告の収受もその辺りの方が多いと思うのです。いわゆる申告納税額のあるものというのは、もともと少ないですし、それが事業所得になりますと、さらに専門的に複雑になっていくということですから、所得税の分野で2割収受できているのだから、消費税でも1割、2割はできるだろう、というようなそういう比較では当然ないと考えられます。なぜなら、消費税について言えば、納税者は全部事業者ですから、相当に複雑な資料を持って税の申告や相談にみえるということであり、所得税の確定申告書の収受とはちょっと次元の違う問題ではなかろうかと考えます。

それから、制度としても既に法人と個人との比較はご紹介のあったところですが、消費税については、個人でも中間申告・納付の制度というものがありますし、それから、例は少ないかもしれませんが、課税期間自体を変更するというような、所得税にない制度が消費税にはかなり見られるわけでありまして。もし、確定申告は市町村なり都道府県なりでできるが、中間申告はできないというようなことになれば、それは利便性が高まるというよりは混乱を招く可能性の方が高いようにも思われますので、この点も注意が必要です。

以上、その三税協力、所得課税と比較したときに相当に実態が違うであろうということと、それから、制度面での違いを十分に考慮する必要があるという2つの点を申し上げました。ありがとうございました。

**【碓井座長】** ありがとうございます。既に今後の議論の方向性に移っておりますので、そこも含めてどうぞご意見。政務官、どうぞ。

**【福田総務大臣政務官】** 佐藤先生にちょっと逆らうようで失礼なんですけれども、今、市町村合併が進んで、都道府県では出先機関の統廃合をやっています。しかし、もし仮にこの地方消費税が実現するということになれば、税務のスタッフを増やすということは十分可能だと思います。そういうことについては、地方消費税をぜひ創設してくれという要望は、地方六団体、特に要望している事項でございますので、もしこれが可能だということになれば、私は十分それぞれ都道府県は体制を整えることはできるというふうに思っていますので、そういう意味ではこれがもし実現するとしたら一気にやっていった方がいいなという私の考えでございます。

**【碓井座長】** 佐藤委員、どうぞ。

**【佐藤委員】** 政務官、どうもありがとうございました。持田報告にあったような形で話が進んでいくのであれば、また当然別の次元のことと存じます。

三税協力とのことで、一点言い漏らしましたことがあります。所得課税の場合には、先

ほど井手委員が「行政の効率性」というようなことがキーワードになるということをおっしゃっていましたが、所得課税の関係では、やはり、給与支払報告書が市町村に出ているというのが、圧倒的に大きいと思うんですね。その資料は国税も欲しいですし、それを中心に活発な交流がされているというように想像しているのです。ところが、消費税についてはそういうキーになる何かというものが地方団体の側に必ずしもないという点も比較においては考えておくべきだと思います。すみません。1点補足させていただきました。

【碓井座長】 座長はあまり発言しない方がよさそうですが、ちょっと一言だけ。今、今後の議論を考えていくときに、例えば、こういう受理について市町村に義務づけると考えるのか、それとも、市町村の自主的な判断で、しかも、受理をする場合にはそのいわば手数料を稼げると。今、経営体としての市町村が積極的に乗り出す、そういう仕組みにするかということによって、制度のイメージもかなり変わってくるような気もしますが、これはちょっと私の余談です。委員の皆様方。どうぞ。

【人羅委員】 今の碓井座長の指摘に沿って考えたとき、よく法定受託事務という言葉がございませぬ。消費税を仮に地方が受理した場合、これは仕分けとしては、法定受託事務という、そういう位置づけになるのでしょうか。または、地方消費税の場合には違う位置づけになるのでしょうか。

【碓井座長】 濱田課長、お願いします。

【濱田都道府県税課長】 この点、ちょっと詰めは要るかと思いますが、特に国の消費税ということになりますと、これは国の事務ということで、こちらの方は法定受託事務と整理するという議論もあろうかと思いますが、その点では地方消費税に関しましては、特に県でございませぬ、まさしく自らの税ということでございませぬので、局面が違ってくるかと思いますが、それでは市町村にどうかませるかということになりますと、また微妙な点もあり、もう少し詰めないといけない、議論が要るかなというふうに思います。とりあえず以上でございませぬ。

【碓井座長】 他にどうぞ。ご発言がありますでしょうか。櫻井委員、どうぞ。

【櫻井委員】 税法の詳細はよくわからないので、一般行政というところで少し伺いたいのは、ちょっと文脈ですけれども、各論の1のところですよ。これは佐藤委員と、あと政務官がおっしゃったところですが、基本的な考え方というところで、最終的には地方団体への申告書の提出が可能となる制度を目指すべきではないかというふうに問題を立てられているのですけれども、私はこの問題の重要性というか、大きさがよくわからない

というところがあります。

だから、そもそも、例えば3ページの方には今度、前の片山大臣がおっしゃったときもそうだったんですけれども、納税者と向き合う必要が執行局面でもあるのではないかというのややナイーブな言い方でして、何を向き合うのかということがよくわからない。どうも内容を見ていきますと、向き合うということが取り次ぎだけではなくて、税務相談を伴う収受をとりあえず目指して、最終的に申告書が提出できるようにするという事なんだろうと思いますが。道程というところでいいますとね。何でそうしなきゃいけないのかというところが今ひとつ、なかなか共有できないということと、それが技術的に大変だという話をできれば教えていただきたいのですけれども、その行政のやり方としてそんなに理屈上大きな、何か転換をもたらすような話なのかということがどうもぴんとこないというのが一つです。

これはどなたに伺っていいのかわかりませんが、差し当たって行政の方にお伺いしたいし、あとは佐藤先生あるいは政務官に、もし可能でしたら教えていただきたいというふうに思っております。

それで、2点目、もう一つ教えていただきたいのは、こちらの資料の15ページに地方税法の条文のご紹介がありまして、20条の3ですね。まずその20条の3を見ますと、道府県は道府県税の賦課徴収に関する事務を市町村に処理させてはならないというふうになっていて、これはまずこの趣旨なのですけれども、事務が混じってはいけないという、そういう趣旨なのかどうかですね。要するに、道府県については、道府県がやらなければいけないということで、ちゃんぼんになってはいかんということなのかなというふうにも思うわけですが、しかしながら、2号で、その事務を市町村自身が同意したら自らの事務としてやっていいというふうになっていて、一体この条文は何が言いたくて、何を指してつくった条文なのかという、法的な趣旨というか、文脈を教えていただきたいということです。2点です。

**【碓井座長】** たくさんの質問ありまして、まず濱田課長さん、可能な範囲で。

**【濱田都道府県税課長】** はい。前段につきましてでございますが、そもそもの趣旨、何を指してということでございますが、大きな時代的な背景といたしましては、先ほど申しましたように、まさしく今の社会保障財源として、国、地方を通じまして消費税の税率引き上げがまさしく議論されているという中におきまして、片方で、現在の地方消費税をめぐる、特に徴収サイドの実務が国の方に委託をされているというのがございます



ので、実態として今、譲与税的な性格と言われましたり、あるいはお叱りをいただく中では、「ただ乗り」的な状態ではないかというふうなお叱りを、これは地方団体の外の方からでございますが、いただくような中でもございますので、より責任を持った形で、かつ納税者の方々からしてもきっちりとした形で利便性が高まっていくという方向を、このタイミングで目指していくということを検討させていただきたいという文脈でございます。

それから、15ページの資料でございますが、ここにつきましては、すみません。必ずしも準備がございませんので、今、私の頭の中で考えつく範囲ということでございますが、もともと都道府県の税でございますので、基本的な考え方といたしましては、やはり都道府県自らが行うべきで、市町村に処理をさせるということは、基本的に、原則的にはよろしくないという発想があるということによろしいかと思えます。ただ、個人の道府県民税につきましては、これもういわば制度的な仕組みといたしまして、市町村にお願いしていくところを別途構えておりますので、この部分は除くという形で明記をさせていただいた上で、一種の建前といたしまして、道府県の税については道府県自身が行うというのが原則であるという考え方に立って、こういった条文を置いたものというふうに考えます。

ただ、もちろんいろんな徴税の便宜等々ございまして、話し合いの中で市町村の方で同意が行われれば、それをあえて法律で禁止するということまで必要はないという考え方に立って、こういった規定を設けているというふうに考えております。

**【櫻井委員】** そうすると、後半の部分ですけど、事例はどのぐらい同意を得ている例があるのかということですね。あと、そうすると、これは専ら便宜的な話だということになりますか。どうも何か。そうすると、技術的にニュートラルな話ということなんでしょうか。

**【碓井座長】** 濱田さん、今ので。

**【濱田都道府県税課長】** すみません。ただいま手元に事例のデータがございませんので、お時間をいただきまして、また次回以降に。

**【碓井座長】** では、政務官、どうぞ。

**【福田総務大臣政務官】** 前段の話ですけれども、実際の話で平たく言うと、市町村の職員というのは住民と身近に接していますから、そうすると、知り合いから、例えば税金を滞納した人がいたときに、その人からもらうのが難しいんですよ。ところが、税務署の職員みたいに各地へ転勤していっちゃう人は人間関係がそんなにありませんから、きちっ

と法律に基づいて厳密に強くいただくということが出来るんですよ。そういう意味からいうと、自分たちの税金は自分たちでいただきなさいよというのが自治の基本ですから、だから、そんな甘えちゃよくないんじゃないですかと。それぞれ市町村の税金は市町村が努力して、頑張っ、ちゃんといただくようにしなさいよと。都道府県の税金は都道府県が頑張っ、ちゃんといただくように、国の税金は国家公務員がしっかりいただくようにというのがこれは基本的に大原則だと思うんです。

本当にそういう意味では、市町村の場合が非常に滞納が解消しにくいというのがあるんです。今、各県で、栃木県にもありますけど、県と県税事務所と市町村の税務署と一緒に、滞納整理組合をつくって、滞納者から税金をいただくということをやっています。それは、後段の話につながってくるわけでありますが、そういうことで、本当に滞納者が続出する中で、滞納処分をやりながら税金を少しでもいただくという努力を都道府県と市町村で実は協力してやっているというのが実例として多分たくさんあると思います。私も数えたことはありませんが、茨城県にもあります。以上です。

【碓井座長】 櫻井委員が不満になるといけないので、ご指名ですから佐藤委員、先ほど何か技術的問題について質問があったので、お願いします。

【佐藤委員】 今の櫻井先生からのご質問は、技術の点ではなくて、各論1の話ですよ。

【櫻井委員】 前段の話ですか。

【佐藤委員】 はい。

【櫻井委員】 どこからいきましょうか。要するに、税のつくり方というのは、制度論的にどういうふうに技術的につくるかという問題が一方で非常に重要だと思うんですね。それはコストの問題もあります。ですから、理念として、例えば市町村の税は市町村がちゃんと自分でとるべきだということは理念レベルではよくわかるし、そういう制度設計がうまくつくれば、それもそれでいいと思います。ただ、税の体系自体が非常に複雑だし、事務処理が非常に大変だと。しかも、執行能力の問題もあるし、人員の問題もあるということになると、白地で考えるとしますと、地方の税であっても、仮に現行制度ですね。国の方が徴収なら徴収をして、それを一定配分するというのは、これは技術レベルでいえば、それが分権に反するとかいうことにも必ずしもならないので、ほんとうにそういう必要が行政の効率という観点からあるのかなというところ。理念の話と事務処理の話は別々なので、むしろこの地方消費税についてはこういう現行制度のメリットというのも結構あるん

じゃないかというふうに一般的には思うということですね。

それから、地方税の滞納については、これは大問題でして、税金は支払う義務はあるわけですから、それをほったらかしにしているということは、それ自体が大変な損失であるし、行政としては怠慢であるということになりますので、そこは大きな課題として、単に頑張っていますというだけではダメなので、結果を出していかないといかんだろうということでしょう、国税の方がずっと頑張っておられまして、なかなか地方の方が徴収事務については非常に遅れているというふうには私は認識しているということです。

そういう前提で考えたときに、この大問題として最初の前段の大きな問題になるんですけども、要するに、法律論としていけば、よくわかりませんが、市町村のところに申告書を出して、税務相談をするかどうかは別ですけども、それによって、国、どこに出しても、さっきたばこ税の例がありましたけど、どこに申告書を出したとしても、それを正式なものみなすというようなことを仮に条文で書いたとして、それが憲法違反かといえば、そんなことにならないはずで、だから、条文上の困難度というのはあんまりないと思うんですね。であるにもかかわらず、大問題だということの問題設定されているので、何を想定してすごい大問題だというふうに言っているのかというところがよくわからないというのが質問なんです。

**【碓井座長】** では、佐藤委員、お願いします。

**【佐藤委員】** それは簡単に答えられることではないですね。

おっしゃるように、私は理念レベルと、それから、技術レベルは、分けて考えればいいと思います。その意味で、技術レベルに関しては、かなり自分として後ろ向きなことを言ったつもりがあったのです。今から少し動かすとしても、広報とか納税相談とかの、いわゆる行政サービスのレベルならともかくとして、最終的に法律で処理をするというような問題ではおそくないだろうというのが私のスタンスです。

法律に書いてしまえばそれまでですねと言われると、それはそのとおりなんですけど、やはりそこは理念レベルで先に引っかかるというところがあるはずなんです。

しかし、技術レベルで言えば、たしか前回だったか、持田先生からもお話があったと思いますが、現行制度というのは、結構よくできているところもあるわけで、コストを比較した上で制度の姿をつくっていくというのが賢いと思います。その意味で、大問題というのは、私は理念レベルの問題にとどまるだろうと考えております。不十分ですみません。

**【碓井座長】** まだ次の議題があるのですが、持田委員。

【持田委員】 すみません。時間ないときに恐縮です。理念か、実務的な観点かということが今議論になっていますよね。それで、地方消費税はちょうどグレーゾーンにあるような税で、非常に難しいと思うんですね。ですから、櫻井委員の言うことはもちろんわかります。それから、政務官の言うこともわかります。ただ、私、地方消費税はかなりよくできていると実は思っていて、というのは、この税、自分自身誤解していたんです。かなり譲与税だと思っていたんです。ところが、この地方税法を読みますと、例えば72条の114、これは税収をプールして、国が地方に配分しているんじゃないんですよ。46×46のマトリックスをつくって、面倒くさいことをやっているんです。

【碓井座長】 そうそう。大変なんです。

【持田委員】 一旦集めて配った方が効率的ですよ。だけど、あえてそうしていないというのは、地方税という精神に沿って、あえて複雑なシステムを作っているんです。ですから、そういうことを考えて、事務的な問題もあろうと思うんですけども、やはり消費税の税率が上がりますと、地方消費税はもう間違いなく、都道府県の基幹税になると思います。そういうときに都道府県みずから税務徴収事務に一切関与していないということをして14年間放置しているわけでしょう。これはやっぱり非常に厳しい目で見られると思うんです。ですから、いろんな問題があると思うんですが、基本的にはこういう不正常的、あくまでも暫定措置ですから、14年間やっていた不正常的な措置を終止符を打つという、そういう発信をするということが重要だと思うんです。中身はもちろん佐藤先生、櫻井先生が言ったような問題があると思うんですけども。以上です。

【碓井座長】 初めて濱田課長の応援をするようなご意見が出てきて、多少バランスがとれてきたかなと。牧原委員、大急ぎでお願いします。

【牧原委員】 今の理念の話でいうと、やはり私はこの執行の責任の拡大という、これは初回でも議論になったことだと思うんですけど、これがここで理念の基礎になるのか。この執行の責任の拡大というのは、実は次のこの法定外税の新設関与を減らしたところでもやはり使われているんですが、どうも違う概念が一つの言葉になっているように思うんですけども、このあたりの整理をもうちょっと理念レベルではしていただけないかなと期待しております。

【碓井座長】 もうちょっとかみくみください。それだけでは何かよくわからないので。

【牧原委員】 ええ。つまり、これは果たして執行の責任なのか、それとも地方の自主決定ですね。自主決定を伴う責任なのかというのは、その執行という言葉のニュアンスも

ちょっと違うと思うんですよね。地方というのはもう執行だけじゃなくて、決定もするわけで、そのための地方税をとるのが責任ということならまだわかるという気がするということなんです。

【碓井座長】 はい。大分わかりました。

まだまだご議論おありと思いますが、もう一つ、次の議題に移らせていただきまして、法定外税の新設、変更への関与の見直しにつきまして、北崎企画課長さんからお話を伺いたいと思います。大変申し訳ありませんが、大急ぎでお願いいたします。

【北崎企画課長】 はい。では、要領よくご説明をさせていただければと思います。関与の見直し、資料3-1に沿いましてご説明をさせていただきます。今回は法定外税についてご議論いただきますのが初めてでございますので、今の現状と、あと初回のときに委員の先生方からどういったご意見があったかということのご紹介と、あと最後のところは、できるだけご議論が誘発されやすいようにキーワードを散りばめて、それに限るわけではなく、大変深いご議論をちょうだいしたいという思いで資料を作らせていただきました。

1 ページ目をご覧くださいと、法定外税の主な沿革ということで、昭和15年のときの旧地方税法の頃は都道府県の法定外税はございませんでしたが、市町村については、内務、大蔵両大臣の許可で法定外独立税の設定が認められておりました。

昭和23年になりまして、法定外独立税は報告制に移行しましたが、これは内閣総理大臣、その当時は、地方財政委員会でございますので、今現在でいいますと総務省の自治税務局と自治財政局という感じでございますでしょうか。そこへの取り消し、変更規定がついた上での報告制になってございます。

昭和25年で現在の地方税法になりましたときに、法定外税の許可制が出来まして、これはシャープ勧告が出まして、当時、大変微細なと言うんでしょうか。小さな税目が、法定外税がたくさんございまして、それを廃止する過程でつくられたものでございます。

平成12年、これは分権一括法で規定をされておまして、地方分権を進めていくという趣旨で法定外普通税の許可制を廃止しまして、同意を要する事前協議に移行してございます。あわせて当時議論がありました法定外の目的税を創設するという改正をしたものでございます。また、許可要件でありましたものについて、そこにごございます2つの要件を撤廃しております。

それから、平成16年につきましては、協議対象の緩和と、あと、納税義務者が偏ります場合に、議会で意見を聴取するという手続を創設してございます。

2 ページに移らせていただきます。現行の制度、概要、皆様ご存じのとおりだと思いますが、これの説明をさせていただきます。ここで、先ほどの平成12年に同意を要する協議に移りましたということと、あと平成16年に緩和する改正をしましたということを書かせていただいております。

2、新設の手続というところをご覧くださいますと、まず地方団体の中で、先ほどの納税義務者が偏ります場合、要件は、一番下に書いてございますが、その場合には議会での聴取の手続が必要となってまいります。議決をいたしまして、条例可決後、協議を総務大臣にさせていただきます。総務大臣は、財務大臣に通知いたしますとともに、地財審、地方財政審議会にかけまして、そこで地財審の意見をいただきまして、同意をする、あるいは不同意をする。そうした場合に、地方団体の側からは不服があります場合には、国地方係争処理に申し出ることができるという仕組みでございます。

同意しなければならないというのがその括弧書きで書いてございますが、3つの条件、1つは、課税標準を同じくして、かつ住民の負担が著しく重くなりますというものと、あと、物の流通に重大な障害を与えるもの。それから、国の経済施策に照らして適当でないもの。これに該当する場合を除いては総務大臣は同意しなければならないというのが現行の仕組みでございます。

3 ページに移っていただきまして、今現在の法定外税がどんな状況にありますのか、実態と言いましょうか、現状をご説明するものでございまして、一番上に平成21年度決算ベースでございますが、全国で459億円ほどの収入がございます。これは地方税収に占める比率は0.13%ということで、大きな税収を上げて、これで課税自主権がありますから、どんどん自由に課税をして生き延びてくださいというような類の制度ではないということをご理解いただければと思います。

それから、法定外普通税、1のところがございます。道府県では、そこをご覧くださいますように、沖縄の石油価格調整税から、核燃料税の関係、あるいは、後ほどご説明しますが、もう既に失効しておりますが、神奈川県での臨時特例企業税がございます。市町村では、そこがございますように、砂利採取税でありますとか、あるいは話題になりましたものといましては、一番下の豊島区の小さいマンションの法定外税がございます。

それから、法定外目的税のほうに移っていただきますと、道府県で産業廃棄物税というものがそこがございますように結構な県で課税をされてございます。また、話題になりましたものとして見ますれば、東京都のいわゆるホテル税というものがございます。市町村

におきますと、そこにございますようなものがございます。

4 ページでございます。平成の世になりましてから、どんな件数あるいは収入がありますかというものを、折れ線グラフは件数でございます。丸印は都道府県、三角は市町村でございます。棒グラフは税収でございます。これはご覧いただきますと、平成の初期の頃は市町村の件数は非常に多くございました。これはいわゆるデパートなどがございます商品券の課税などが当時まだ多くございました。それが地方消費税を導入する過程の中で、その消費に関する二重課税のご議論でありますとかがございます、ずっと少なくなつて、税収も落ちておりますし、件数も減つてございます。

それから、都道府県のほうで、平成13年、14年、15年あたりずっと増えております、これは核燃料税の関係が本格的に始まってきて、税収も増えてきておるといふ状態のものでございます。

次のページに移らせていただきます。5 ページでございます。先ほどご覧いただきました法定外税の中で、最も件数が多い代表的なものは、一つは原子力発電にかかります核燃料税のもの、それから、数も多いのは産業廃棄物の税でございます、大体どういう仕組みになっておりますかという、課税客体は原子力発電の場合ですと、原子炉への核燃料の挿入。そして、課税標準は価額。そして、納税義務者の方は原子炉の設置者ということで、税率はいろいろございます。

それから、産廃税の典型的なものといましては、廃棄物の中間処理施設または最終処分場への搬入というのが課税客体になってございまして、課税標準として見れば、搬入した廃棄物の重量あるいは重量に処理係数を乗じて得た、中間処理の場合ですとそういったものを課税標準といまして、産業廃棄物の排出事業者に対してかけております。税率といましては、トン当たりいくら、そういったような形が多くございます。

それから、5 ページの下の半分でございます。今まで法定外税の中で、世の中で大変ご議論になったもの、2 つご紹介をさせていただきたいと思っております、1 つは、いわゆる横浜市で議論になりました勝馬投票券発売税でございます。もう1 つは、これは神奈川県がやりました、今はもう効力を失つてございますが、臨時特例企業税でございます。

1 つ、横浜市で行いました勝馬投票券発売税、これは課税客体のところを見ていただきますと、勝馬投票券の販売を課税客体とし、課税標準は、そこにございます発売額から次の額を引いたものというものでございますが、これは法律上決められたものの一部についてを課税標準といまして、勝馬投票券の発売を行うものについて5%の税をかけたも

のでございます。

この経緯をご紹介申し上げますと、平成12年に条例を可決いたしておりまして、平成13年に総務大臣は不同意にしております。その際の理由といたしましては、勝馬投票券発売税の課税によりまして、畜産振興でありますとかいうもののために必要な経費に充てるとされています国庫納付金への配分に影響が生じますということから、3号の国の経済施策に照らして適当でないという理由で不同意にしております。平成13年4月には、横浜市から、この不同意について、国地方係争処理委員会に審査の申出がございまして、以降、ずっと審査をしております。平成13年7月には、国地方係争処理委員会から不同意の処分につきまして、協議を未だ尽くしていないところに瑕疵があるので、総務大臣に対して不同意を取り消して改めて横浜市と協議を行いなさいという勧告をいただいております。

不同意を取り消しまして、協議を再開していったところでございますけれど、平成16年にはおそらく背景としては市長さんが交代になられたとかいろんなことがあるのかもしれませんが、横浜市からその条例は廃止しますということで取り下げられ、問題はそこで立ち消えになったものでございます。

それから、もう1つの例で、神奈川で臨時特例企業税でございます。これにつきましては、課税客体といたしましては、法人の事業活動ですが、課税標準としては、欠損金を繰り越していく制度が事業税の中にごございます。7年でございますが、その繰越欠損をしていくと、今年の所得が上がっておりますにもかかわらず、繰越控除を認めているので、昔の前年あるいは前々年の欠損を充てることで課税されない、赤字になってしまうというものにつきまして、その繰越の控除が事実上認めないというような形、したがって、現年に所得がありますなら、それに課税をされていくような形での課税標準をつくってございます。納税義務者は、そこにごございますように、資本金5億円以上の方で、繰越欠損金に相当する額を損金に算入した法人にかけてございます。

これは平成13年に条例が可決されまして、その年、総務大臣は同意をしております。それで条例を施行されまして、これは事業税に外形標準が導入されるまでの気持ちで、当分の間という形で、この当時、条例ができております。平成16年には事業税に外形標準も入りましたので、その4月には期限を限って改正条例をしております。これはいすゞ自動車だったかと記憶しておりますが、これは違法であるということで横浜地裁に訴訟が提起されまして、地裁の判決では、いすゞ自動車が勝ちまして、神奈川県は敗訴してござ



います。これはそこに書かせていただきましたが、法人事業税とこの神奈川県の新設増資課税は、趣旨・目的、課税客体を共通するものであると。神奈川県の新設増資課税の課税によりまして、法人事業税の課税標準につき、欠損金額の繰越控除を定めた規定の目的、効果が阻害されますので、この新設増資課税の課税は地方税法違反であるということで、いすゞ側が勝っております。

神奈川県は控訴いたしまして、平成22年2月に東京高裁で判決がございまして、今度は神奈川県側が勝っております。今現在は最高裁に上告されている状態でございます。東京高裁は、新設増資課税をその法人事業税とは別の税目であるとした上で、その新設増資課税の根拠条例は地方税法の法人事業税に関する規定を実質的に変更するものであるとは言えないんだと、これと矛盾抵触するものではないんだという立論で高裁が判決を下しております。今現在、最高裁で争われているものとなっております。

7ページでございます。

**【碓井座長】** すみません。これはもう省略してください。

**【北崎企画課長】** よろしいでしょうか。であれば、あと8ページ、9ページ、これは2つの視点に分けてご議論いただければ幸いであるということで、1つは制度の枠組みにかかる議論といたしまして、自主性・自立性を高める観点を踏まえて、一つは、国と地方が対等・協力であることを前提とした対応としてどういうことがあるか。あるいは調整を適切に行うための対応はどんなことがあるのか。国の関与で事前なのか、あるいはそもそも関与があるのかないのか、事後なのか。あるいは第三者機関というのはどんな形で関わればいいのかという枠組みみたいな話。

それから、最後、9ページでございますが、今度は実態の話といたしまして、新設増資課税の3要件がございまして。これが著しく過重でありますとか、いろいろ書いてございます。これは明確にする必要があるのか、ないのか。あるいはこの条件に追加すべきものがあるのか、あるいはこの条件はもう要らないというようなものがあるのかどうか等々、いろんな観点からのご議論を賜ればと思っております。書かせていただきました。以上でございます。ありがとうございます。

**【碓井座長】** どうもありがとうございます。なお、資料3-2というところにいろいろなことが載っています。それも参考にさせていただきながら、皆様からご意見等いただければと存じます。どうぞ、人羅委員。

**【人羅委員】** この議論で今ご説明をお聞きしたんですが、一つは、私が思ったのは、

例の地方分権一括法で関与が緩められて、同意制になったと思うのですが、今、大方財源になっているのは、それ以前の核燃料税とかそういうものでして、その同意になって緩められているにもかかわらず、あんまり実態としては法定外税も法定外目的税もそれほど増えていないという実態というものをまず押さえておくことが必要じゃないかというふうに私は思っています。

というのは、私は基本的にはもうこれ以上あんまり同意とか、そういう厳しい、国の関与というものをあんまりやっていく必要はないのかなというふうに思っています、結局この議論というのは、その関与を小さくした場合にとんでもなく下品なねらい撃ち税をする首長さんがどれだけ出るかというリスクと、いや、そうじゃないと。任せれば任せたで、そこは理念として任せた方がいいんだという、そのどっちに重きを置くかという議論だと思いますので、私としては、この分権一括法の経緯を見ましても、税金を上げるというのはやっぱり議会も通りますし、あとは選挙も経るわけですから、ある程度首長さんの判断を尊重するという形でやっていいのではないかというのが私の立場であります。どうもありがとうございました。

【碓井座長】 はい。どうもありがとうございました。今のは最初にご質問もあったかもしれませんが。北崎課長。

【北崎企画課長】 分権一括法が出て、国の関与が多少弱まってもなかなか増えていかないというところ、いろんなご議論があらうかと思いますが、一つは、実情といたしまして、法定外税をこれから新しくかけていくような対象というか、納税者というか、そういうものがなかなか見出しがたい。課税できそうなものについてはあまねく国税と地方税で既に法定税でやられていると言うと語弊がありますが、課税されていて、なかなか実際納得して、かつそこが上手に仕組めるようなものというのが実態上、世の中あんまり多くないというのも一つの原因なのではないかと思われまます。

【碓井座長】 どうぞ。他の委員の皆さん。

【北崎企画課長】 もう一点よろしいでしょうか。

【碓井座長】 ごめんなさい。はい。

【北崎企画課長】 分権一括法ができた後に法定外目的税ができましたので、その意味では納税者の方々、住民の方々に説明しやすい、用途を明確に限って、目的税としていただくものというのは、分権一括法後でございますので、先ほどの3ページの右側に出ております税目は、分権一括法の後に活用していただいたものであると理解してございま

す。

【碓井座長】 人羅委員ご発言のようには、当該地方公共団体の住民の負担に広く帰するようなものはなかなか難しい。しかし、ねらい撃ち的なもの、それから、実質的に他の地方公共団体の住民の負担に帰するものは導入されやすいという状況にあるのではないかと思います。櫻井委員。

【櫻井委員】 この議論の範囲ということともかかわると思うんですが、見直しに係る論点の①のところには第三者機関のあり方というのが出てきておりまして、これは、税特有のものを考えているのか、あるいは国地方係争処理委員会みたいなものもありますけど、それは入るのか、入らないのかということはどうですか。

【碓井座長】 どうぞ、北崎課長。

【北崎企画課長】 ご議論を誘発する趣旨で書かせていただきました。いろんな観点からご議論いただきたいのは確かなんですが、少なくとも私の頭の中で考えましたのは、例えば今、地財審という、ある種第三者機関をかませています。あるいは同意、不同意のもめごとがありましたときには、国地方係争処理委員会というのをかませてください。あるいはもっと言えば、訴訟になりますときには裁判所でございますので、そういった意味での、あるいは他にも、私自身はあんまり思いつきませんが、他にもあるのかもしれませんが、そういったことを考えて書かせていただきました。

【碓井座長】 広いということですね。どうぞ。

【櫻井委員】 国地方係争処理委員会については一つだけコメントがあつて、これは最初の勧告がもう事実上、最後の勧告になっていまして、この間、新潟のケースがあつたのですが、あれは却下ですから、あんまり、ほとんど意味がないのですけれども、これは紛争処理をするための機関としては、条文は非常に詳細につくられていて、合理的できれいなんです。ところが、1回目の勧告というのが、要するに、紛争がもめていて、何とかしてほしいということで申出をしたら、もっと話し合えという勧告を出したものですから、それじゃ、紛争が解決しないんですね。

ということで、もうそれは悪しき慣例になってしまつて、二度と申出をしないということで、結局そのままになってしまつているということです。だから、これはきれいな理屈ではなくて、紛争処理機関として機能するということはどういうことかという、非常にいい例でありまして、何かその再生を総務省でも別途考えているようなのですけれども、なかなかこれも、本当に換骨奪胎してきれいにもう一遍作り直さないと本当に生き返るの

かというところがかなり疑問であるというふうに思っています。以上です。

【碓井座長】 今の櫻井委員の評価を議事録としてそれだけ残すということには何か問題もありそうなので、他の方、何かコメントありませんか。大丈夫ですか。伺ったことにしましょう。他にどうでしょうか。井手委員。

【井手委員】 法定外税というのを大きく3つに分類するとしたら一般財源を確保するために増税するパターンと、あとは政策課税的に課税するパターンと、あとは域外から入ってくる流入者に対して課税をするパターンとあると思うんですね。今日いただいた資料を見ていて明らかなのは、2003年ぐらいですかね。それからやっぱり税収が極端に増えていく状況にあるかと思うんですが、ただ、現実に見ていくと、都道府県レベルでの課税がほとんどで、かつ原発、核燃料税の見直しで増えていく部分と、あとはその環境税の新設ではないかと思うんですね。

これは碓井先生がもう大分前にご指摘になっていたような気がしますが、結局は法定外税をやっていくときには、環境税がこれに集中していくのではないかという議論も大分前にされていたように私は記憶するんですね。現実には起きていることはそういうことで、核燃料税の見直しを抜きにすると、もうほとんど法定外税の新設といえば環境税になっているというのが現実ではないかと思うんですね。そのときに、じゃあ、今回、法定外税の見直しを考えましょうというすると、ほとんど論点というのは地方の環境税について、この法定外税の見直しがどのように関わるのかと、意味を持つのかということに特化するような気が私はするんですね。

一方で、これを2つほどお伺いしたいと思うんですが、1つはすごくネガティブに考えると、国レベルで、地方環境税という議論をしますよね。そうすると、もしも、それがあがる程度実現するとするならば、果たしてその法定外普通税というのは、目的税も含めて、法定外税というのはどういう意味があるんだろうなど。結局それがほとんど環境税という形で実現されるとするのであれば、国レベルで、地方環境税みたいな議論をやっちゃえば、あんまり実態的に意味を持たないのではないかなという気がします。その関係をどのように、つまり、今回のこの議論がどのような実態的な意味を持ち得るのかというのが1つ目の疑問です。

それともう1つは、今度はもっとポジティブに考えたときに、この論点でいうと9ページの③の部分ですね。国の経済施策に照らして適当ではないというこの部分に関係するんですが、これはもう政治学の中ではかなり強く言われている部分だと思うんですけども、

結局はここでいう国の経済施策というのは何なんだということだと思っんですね。特定省庁の既得権益と地方の施策が強くぶつかり合ったときに、その特定省庁が総務省に対して不同意圧力をかけているのではないのかという分析が随分ありますね。その結果、地方の申請が却下されるということがあるとすると、果たしてここで言っている国の経済施策との関係というのは何を意味するのかというのが問題になるような気がするんですね。

結局のところ、言うまでもなく、基幹税になり得るはずがない性質の税について、果たしてここで書かれているような「適当ではない」ということを議論にするというレベルで済む問題なのか。適当であるか、ないかではなくて、そもそもこの③というのは要るのか、要らないのかということが問題になるような気がするんですね。ちょっと大げさかもしれませんが、お答えいただければと思います。

【碓井座長】 北崎さん、その前に。今日は植田委員、初めてのご出席で、最初の環境税云々の方については、一家言お持ちの方ですから、ぜひご発言いただければと思っんですが、よろしいですか。

【植田委員】 回答をいただいてからで。

【碓井座長】 その方がいいですか。ごめんなさい。では、北崎課長。

【佐藤委員】 碓井先生、ちょっとすみません。

【碓井座長】 どうぞ。

【佐藤委員】 1点だけ。3ページの図を見て、井手先生が残るのは環境税だとおっしゃっていますが、具体的には一体どれを指しておっしゃっているんですか。3ページの法定外税の状況……。

【井手委員】 4ページですか。

【佐藤委員】 3ページではありませんか。

【井手委員】 4ページで税収が増えたということを申し上げたんですけど。

【佐藤委員】 はい。ですが、残るのは環境税だということをおっしゃいましたよね。

【井手委員】 どっちでも構いませんが、税収が増えている原因というのは基本的に核燃料税を見直して、更新していきますよね。そこで税収がバーンと増えている部分とあとは環境税的に課税している部分の2つなんじゃないのかということですよ。

【佐藤委員】 つまり、その環境税とおっしゃっているのは、核燃料税の一部だとおっしゃっているんですか。

【井手委員】 核燃料税と別に。

【佐藤委員】 すると、どの税を指しておっしゃっているんですか。

【井手委員】 3ページでいえばということですか。

【佐藤委員】 左様です。

【井手委員】 例えばこの産廃税的なものもそうですし、あとはそれ以外にこの県レベルでも水源環境税とか何とかで課税することもあります。ここで言うと環境未来税みたいなことも含めて考えていますし、そういった税を考えています。

【佐藤委員】 すみません。この環境未来税は産廃税です。それから、水源環境税はここは入ってなくて、あれは超過課税でやっているんですよ。

【井手委員】 それはここに入っていない。ああ、そうですか。

【佐藤委員】 と思うんです。ですから、乗鞍環境税もこれは外からの自動車の乗り入れに課税するタイプですから、先生が環境税だとおっしゃっている前提が大丈夫かというところが少し伺いたかったです。

【井手委員】 そうか、そうか。それはここに入っていないんですね。

【人羅委員】 これは住民税なんですか。

【佐藤委員】 水源涵養税のタイプは、住民税です。均等割の超過課税です。

【碓井座長】 今何か特にありますか。

【井手委員】 わかりました。

【碓井座長】 それはいいですね。はい。それでは、北崎課長。

【北崎企画課長】 この答えでいいのかわかりませんが、先ほど先生おっしゃられました国レベルで地方環境税がいろいろあります。だんだん意味がなくなっていくのではないかという。国レベルでの地方環境税としていろいろ議論しておりますのは、私の理解では、エネルギー課税が大宗でございまして、したがって、そのCO<sub>2</sub>の削減をどうしていくか、経済負担をかけてそれを少なくしていくのか。あるいはそれを石炭にもあるいは揮発油にもどうしていくのかという議論が多うございますので、もし地方環境税を国レベルでやっているという感じでいきますと、例えばこの産廃税でありますみたいに、ゴミに対して経済負担をかけて、できるだけ少なくしていこうというものは必ずしもバッチィングしていかないように考えてございます。

それから、2番目の国の経済施策というのは、これがものすごい抽象的でわかりにくいのは確かです。それでいろいろ、先ほどの難しい法定外税のときに悩んだ議論でいきますと、①、②、過重の負担でありますとか、あるいは物の物流の障害とかこういうのは必ず

しも普通合致しませんので、果たしてこれを総合的に認めるべきかどうかというのは、必ずこの国の経済政策に当たるかどうかの議論になっていくというのが実態でございます。

ただ、それが各省の既得権益かどうかとなりますと、それは必ずしもそうでもないようにも考えられます。ただ、勝馬投票券発売税のときは、法律で決めたそれぞれの国なり、県なり、あるいはJRAの取り分を条例で変えていいのかというような視点でのご議論は皆さんいただいたようにも思います。これで十分な答弁かどうかはわかりませんが、よろしく願いいたします。

**【碓井座長】** それでは、植田委員、突然で申し訳ありませんが、やっぱり、ここは環境税の植田委員にお出ましいただかないと。

**【植田委員】** 地方環境税、環境税の将来の方向として考えられ得るものという点がございましたが、私はかなりあると思うのです。産業廃棄物以外に温暖化に関わったエネルギーは今後出てくる可能性がある。ドイツでも既にかなりございますし、可能性がある。それから、アメニティ、都市をよくするために、都市計画税と潜在的には似たところがあるかと思いますが、そういう観点から考えられる税もあるのではないかと思います。

そういう意味で言うと、政策目的を明確にした課税は環境税の一番の趣旨、基本にあるということで、産廃税の場合でも地方でこれだけたくさん集入されると、国でまとめて考えたらどうだという、そういう議論も出ますけれども、課題がそれぞれローカルにあるということなので、その地方で課税をするということをベースにした上で、何らかの調整をするというか、そういう考え方のほうが的確ではないかと思います。

そういう意味でいうと、関与の見直しの観点は、地方が自主的に、端的に言うと、良いまちづくりをするといえますか、そういうことを進めていくということを前提にして課税を考えたときに、それを前提にしたときに、何らかの調整が地方と地方の間で必要になるとか。あるいは国と地方で必要になるとか、どういう場合にどういう必要が出てくるかということ整理した上で、議論を展開しなければならないかなと、思いましたけど。

**【碓井座長】** どうもありがとうございます。

関与については、先ほど人羅委員からは今までの動向から見て、国の同意というような関与はそもそも必要性がなくなるのではないかとのご指摘がありました。それから、井手委員からは、国の経済施策に対して適当でない。特にこれを強調してやめた方がいいのではないかとのご意見、それから、今の植田委員のご発言にも、もう少しいろいろ検討を加えてというご意見が出ております。

今ちょうど私の狂いがちの時計が7時を指しているのですが、ちょっと延長させていただいていいですか。これで終わると進行役の私の責任は重大になりますので、三、四分延長させていただいて。皆様からご意見ありましたらどうぞ。どうぞ、持田委員。

**【持田委員】** 人羅委員のご意見、大変貴重な意見だと思いますね。ただ、私はよくわからないのが、この国の事前関与の効能と言うんですかね。例えば訴訟リスクが事後的な、減るといようなことが明示的にこれまでの十数年の経験の中で確認できるかどうかというのがひとつあるんじゃないかと思うんです。同列に議論するのは不適切かもしれませんが、地方債も許可制から事前協議制に変えました。だけど、全くフリーにしているわけじゃなくて、実質公債費負担率で制限をかけてやります。それと同じように、法定外税も許可制を廃止して、協議制にしたけれども、消極三条件で事前関与していると。その一つの解釈は、事後的な訴訟リスクが減ることではないかと思うんですが、そういう効能というのはこれまでの経験で言えたのかどうか。

例えば同意した場合にも、ちょっとケースは忘れましたが、総務大臣が意見書を付帯したケースというのは何件かありましたよね。同意して付帯意見を出すというグレーゾーンがあるんですけども、そこら辺がきちんと総括されるということが議論の出発点になるのではないかと思いますけれども。

**【碓井座長】** 大変重要な点にご指摘ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。佐藤委員。

**【佐藤委員】** 今、持田先生がおっしゃった点は、神奈川県で臨時企業税でひとつ問題になった点です。総務大臣の同意があったのであれば適法と言えるかという論点で、同意があっても、なお、地方税法の別の条項に抵触して違法となるという可能性があることを少なくとも一審は認めましたので、そこは論理的に分かれることだろうと思います。

それから、考え方として、国の関与を減らしていくというのであれば、先ほど課長からも裁判所の関与というお言葉ありましたけれども、これは地方税法違反であるという納税者が、具体的な地方税法の条文を根拠に条例による課税の違法を訴えることができるような、そういうシステムにしておくということは、十分これから考えられると思います。

第3点として、それとの関係で、今の同意要件のような形で、すなわち、「これに違反するものはつくってはいけない」という形で残すのは、例えば国の経済施策に抵触するから、この条例は違法だということを納税者が言うというのは非常に難しいことになりますから、納税者の立場に立って、訴訟を起こすという観点で要件を吟味する必要があると思います。



その場合には私も今の経済施策云々の条項は必ずしも適切でないと考えております。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。今、佐藤委員から訴訟の話がありましたけれども、現在、地方団体間の課税権についての紛争は地方税法に規定があるわけですね。課税権の帰属等をめぐり、余所の地方公共団体がやったことについて、他の地方公共団体が争うというときは対象になりますが、その課税権云々の訴訟には、納税者が争うことは入らないですね。そうすると、今の納税者から、例えば事前の訴訟提起のチャンスを認めるというのは、重要な考え方のように……。

【佐藤委員】 いえ、事前ではありません。私は事後です。

【碓井座長】 事後は当然。いや、もっと言えば、事前にという考えもあり得るかもしれませんが。そういう税に限ってはですね。それから、国が原告となる訴訟も必要ではないかと。私どもの検討範囲を超えるような非常に大きな問題につながってくるような気もしますが。もうお約束の三、四分は過ぎてしまいました。

皆様大変熱心なご発言等ありがとうございました。

本日の研究会、これにて終了させていただきたいと思います。

次回の研究会の日程につきましては、各委員の皆様の予定を確認した上で、後日、事務局から連絡させていただくことにしたいと思います。

事務局のほうで何かご連絡事項ありますか。

【末永税務企画官】 特にございません。ありがとうございました。

【碓井座長】 はい。それでは、これで閉めさせていただきます。ありがとうございました。

[閉会]